（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

**第七十三条**　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一～四　（略）

五　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

七　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

八・九　（略）

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

**第八十六条の二**　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

**第八十七条**　（略）

2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一・二　（略）

三　次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四　第七十三条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五　次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録

六　次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録

七　次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八　（略）

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

**第七十三条**　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一～四　（略）

五　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

六　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（新設）

七・八　（略）

（新設）

（記録の整備）

**第八十七条**　（略）

2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一・二　（略）

三　次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四　第七十三条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

六　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

七　次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八　（略）